

## ■農用地利用集積計画手続による権利移動

### 1. 借り手（買い手）の条件

- (1) 専業農家であること（高齢で後継者がいない場合は該当しません）
- (2) 権利取得後の経営面積が、110a以上あること  
（認定農業者の場合、面積要件はありません）
- (3) 権利移動する農地の面積が8a以上で、かつ農用地区域内にあること  
（借り手または買い手の農地と連担化する場合は5a）

※上記の条件を満たさない場合は、農地法第3条による申請となります。

### 2. 申請手続き及び添付書類

売り手（貸し手）・買い手（借り手）双方の印鑑をお持ちください。  
代理者の方は、委任状が必要です。

#### <必要書類>

- ◎農用地利用集積計画書（申請書）  
（農業委員会窓口にあります） …… 3部
- ◎登記全部事項証明書  
（登記簿謄本、法務局で発行） …… 1部
- ◎あっせん申出書  
（農業委員会窓口にあります） …… 1部
- ◎戸籍附票抄本 …… 1部（売り手・貸し手の住所が登記全部事項証明書  
（登記簿謄本）記載の住所と違う場合のみ）

- ・買い手（借り手）が市外居住者の場合は、通作可能な距離であることが必要です。（隣接市町村は可能です。それ以外は別途調査します）
- ・市外居住者の場合、上記書類に加え住民票謄本・耕作証明書・通作行程図（住宅地図の写しで可）を添付してください。

### 3. 農用地利用集積計画手続のメリット

- ◎売り手（貸し手）が農業者年金受給者であっても、買い手（借り手）が60歳未満の国民年金1号被保険者であり、貸借の場合は契約期間が10年

以上であれば、農業者年金の支給は停止されません。

◎所有権移転の場合、所得税等の特別控除があります。また、登記移転手続きは農業委員会で行います。この特典を受けるには、上記1の条件に加え、次の条件を満たす必要があります。

- (1) 手付金の支払等の売買行為が進んでいないもの。
- (2) 不動産屋等の仲介が入っていないこと。当事者同士での申請であること。

※農用地利用集積計画手続で所有権移転をする場合、事前に農業委員会へご相談ください。